

本日、ここに、鹿島市議会平成27年12月定例会を招集し、諸案件につきましてご審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市を取り巻く最近の情勢や今後の主要な施策について申し上げます。

【本年を振り返って】

今年の国の動きとしまして、大きなものは、「地方創生」と「TPPの大筋合意」が挙げられるのではないかと考えております。

「地方創生」については、これまでも申してきましたとおり、人口減少に歯止めをかけるために、いかにして地域の特色を生かした仕掛けづくりができるか、工夫を凝らし知恵を出すことが重要だと考えております。

鹿島市においては、地方創生に関する事業として国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」や、佐賀県版の地方創生事業である「さが段階チャレンジ交付金」に対して、市民の皆様から数多くのアイデアをご提案していただき、今年度、事業費ベースで約1億7千万円の事業に取り組んでいるところでございます。

また、TPPに関しましては、ご承知のとおり、現地時間の本年10月5日、米国アトランタで開催された閣僚会合において、協定についての大筋合意がなされました。農産物など多くの分野について、これから具体的な内容が次第に明らかにされていくことと見ておりますが、鹿島市に今後どのような影響が出てくるのか、特に安価な輸入品との競争にさらされる農業を中心に、国の支援策も含め、その動向を見極めていかなければならないと考えております。

さて、鹿島市に目を転じますと、いくつかのことが成果として表れてき

たように思います。

一つは、「道の駅鹿島」が本年1月、国土交通省の「地方創生」の拠点となるモデル箇所として、九州では3つしかない「重点道の駅」に選定されました。さらに、政府観光局からは佐賀県で6か所の「外国人観光案内所」として認定を受けております。

また、祐徳稲荷神社がタイ映画やドラマのロケ地に使われたことを契機として、多くのタイからの観光客がこの鹿島の地へ足を運んでいただいております。

今後は、こうした外国からの観光客をどのようにして増やしていくかを検討し、さらには、観光施設とコミュニティの拠点となる施設を互いに連携させながら十分に活用し、地域資源を生かした「鹿島らしいまちづくり」の実現を図っていくことが大切だと考えております。

もう一つは、5月に北鹿島の新籠地先の干潟が、環境省をはじめ関係者各位のご協力により「肥前鹿島干潟」としてラムサール条約湿地に登録されました。

新籠地先の干潟は、希少種の渡り鳥が多数飛来する干潟として知られており、以前から「東アジア・オーストラリア地域 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」に参加をしておりました。鹿島市民が身近に感じ、親しみを持っておりました、この「鹿島市の干潟」が、ラムサール条約湿地に登録されたということは、日本国内をはじめ世界的にも注目されるということになります。

これを好機と捉え、記念講演やミニフォーラムなど湿地の働きや重要性について理解する機会づくりの継続、湿地の生態系を維持し、そこから得られる恵みを持続的に活用できるように発展させ、多くの方々と一緒にな

って、「肥前鹿島干潟」を賢く活用していく方策を構築していかなければならないと思っております。

なお、第六次総合計画の中にもラムサール条約登録後の「肥前鹿島干潟」の活用について盛り込んでいるところでございます。

【第六次鹿島市総合計画について】

次に、「第六次鹿島市総合計画」について申し上げます。

基本構想、基本計画、実施計画の三階層からなる総合計画は、本市のまちづくりの指針として、また総合的かつ計画的な行政運営を図るために策定をするものであります。

まず、今回の総合計画の策定に際しましては、これまでの総合計画策定とは、二つの大きな前提の変化がございました。

一つ目は、総合計画の策定が義務ではなくなったことであります。従来、総合計画の根幹部分である基本構想については、地方自治法により策定が義務付けられていましたが、平成23年の法改正により、策定は自治体の独自の判断によるものとなりました。

二つ目は、平成26年度に日本創生会議が提起した地方の人口減少問題に対して、国策として始めて本格的に対策を行う、「地方創生」の取り組みが始まった、ということであります。

これらの変化は、その時期も変化に至る要因も、それぞれ異なりますが、結果的な共通点として、これからのまちづくりは、地域独自の課題を主体的に考え、地域資源を最大限に活用することが必要になるものと考えております。言い換えれば、目指す都市像である「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」の実現のために、よそのまちに引けを取らない「鹿島らし

さを活かしたまちづくり」の発想が、これまで以上に求められていると認識をしているところであります。

続いて、これまでの総合計画の審議経過について申し上げます。

6月に庁内成案を取りまとめた後、7月に総合計画審議会に諮問をしましてから、6回にわたり慎重かつ熱心にご審議いただき、去る11月9日に答申をお受けしたところであります。

また、6月そして9月の全員協議会において、議員の皆様方から頂戴したご意見や、パブリックコメントによる提案についても、改めて検討をし取り組むべきものについて、最終案に反映をいたしているところであります。

第六次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画につきましては、本定例会におきまして、鹿島市議会基本条例第13条第1項の規定に基づき、議案として提案し、ご審議をお願いするものでございますのでよろしくお願い申し上げます。

【プレミアム商品券について】

次に、「プレミアム商品券」について申し上げます。

昨年度「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」として、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」が新たに創設をされました。

この対策の中、地域における消費喚起策や生活支援策に対する「地域消費喚起・生活支援型交付金」を活用し、プレミアム商品券発行事業に取り組んでいるところでございます。

県内では、まず、夏の時期に1冊10,000円で11,000円分の

買い物ができる「佐賀わくわくプレミアム商品券」が55万冊発行され、市内では6月20日と7月12日の2回に分けて販売された16,960冊が即日完売する盛況ぶりでした。

市内取扱店で使用された方を対象に抽選券を発行し、鹿島市の特産品が当たる抽選会を開催することにより、市内での消費喚起を促しましたところ、約17,000冊の販売に対し、11月9日時点で1.4倍強の24,400冊余りを市内取扱店で使用していただいたことが分かりました。プレミアム分を含めまして額面約2億7千万円の商品券が4か月の期間で域内を循環し、地域における景気刺激策となったものと推察いたしているところでございます。

この取り組みに引き続き、つい先日、11月21日から1冊10,000円で12,000円分の買い物ができる「鹿島で^こう^とく^く得券」の販売を開始したところでございます。

発行総数は26,000冊を予定しておりますが、幅広く市民の皆様に購入していただくため、今回は事前申込み方式を採用いたしました。

事前申込み分で21,000冊を販売し、残り5,000冊を12月6日から販売する予定でございます。こちらの商品券は使用期限が1月末日までとなっておりますので、プレミアム分を含めまして額面3億1千2百万円の商品券が2か月余りの期間で域内を循環し、地域における消費喚起と生活支援に寄与するものと期待しているところでございます。

【マイナンバーの通知カードの送付について】

次に、マイナンバー通知カードの送付について、申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律」いわゆるマイナンバー法の施行により、まず初めに、国内に住民票がある全ての方に、行政手続などに利用する12桁の番号を知らせる「通知カード」の発送が始まっております。

通知カードの発送は、10月5日時点における住民票記載の住所地、又は、事前に登録された住所地あてに、世帯毎に転送不可の簡易書留で郵送されます。不在の場合は1週間郵便局にて留め置いた後、市役所の方に返戻され3か月間保管することとなっております。

この通知カードは、制度の入り口でもあることから、返戻され受け取られない通知カードにつきましては再度調査を行い、1人でも多くの方に通知カードが届くよう対応していきたいと考えております。

また、市民の皆様におかれましてもこの制度の趣旨をご理解いただき、しっかりと受け取っていただきますようご協力をお願い申し上げます。

そして、いわば本体であります「個人番号カード」の交付を希望される方は、通知カードの内容を確認した上で、同封された「個人番号カード」の申請書に顔写真を貼り、返信用封筒に入れ郵便ポストへ投函をお願いしております。

また、郵便による申請以外にも、スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請することも可能となっております。

「個人番号カード」を申請された方につきましては、「通知カード」、「交付通知書」、本人確認のための「運転免許証など」をご持参いただき、平成28年1月以降に市民課窓口において受け取っていただくこととなります。

【佐賀県西部広域環境組合「さが西部クリーンセンター」について】

次に、佐賀県西部広域環境組合「さが西部クリーンセンター」について申し上げます。

伊万里市松浦町内に建設費総額174億をかけまして、平成24年度から4か年の継続事業として、4市5町による共同ごみ処理施設の建設工事を進めてまいりましたが、この施設が本年12月に竣工し、平成28年1月4日から本格的に処理を開始することとなりました。

この施設は、4市5町（伊万里市・武雄市・鹿島市・嬉野市・有田町・大町町・江北町・白石町・太良町）で発生したごみを収集し、施設内にあるガス化溶融炉に投入することにより1,700度～1,800度の高温で溶かし、スラグとメタルという資源物を生成いたします。

スラグはアスファルトやコンクリートなどの材料に使用され、メタルは建設機械のバランスをとるおもりなどに使用されております。

この溶融炉から産出されるスラグとメタルの再資源化により、従来の焼却方式と比較して、最終的に出る灰の量を2分の1から3分の1程度に抑えることができます。

さらにその余熱を利用して時間最大3,900Kwの発電を行うことができる一般廃棄物処理施設となっております。

この施設には資源の再生利用を目的として、不燃ごみや粗大ごみを破碎し金属を取り出すことができる施設も併設されており、ごみの減量化に役立つと考えております。

【市民交流プラザ「かたらい」の現状について】

次に、市民交流プラザ「かたらい」の現状について申し上げます。

市民交流プラザ「かたらい」が、昨年10月23日にオープンしてから1年が経過いたしました。

平成27年10月22日までの1年間の利用者数は、3階4階両フロアで、延べ103,294人の方々にご利用をいただきました。内訳といたしましては、貸出専用の会議室等が53,700人、フリースペースが13,132人、浴室7,382人、トレーニング室が7,472人、子育て支援センター17,912人、すこやか教室が3,696人でございます。

この利用者数は、市の人口の3倍以上であり、予想をはるかに超える数となりました。増えた主な要因といたしましては、子育て支援センターに常設のひろばを開設したこと、また有酸素運動器具を配備したトレーニング室を新設したこと、会議室の数が従前の老人福祉センターに比べて5室増えたことによるものと推測をしております。

今議会の12月補正予算において、寄附金による備品及び施設整備の充実を図り、今後も多くの市民の皆様が利用しやすい施設を目指していきたいと考えております。

【教育委員会制度の現状について】

次に、「教育委員会制度の現状」について申し上げます。

本年度、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、新たな教育委員会制度へと移行いたしました。その現状について申し上げます。

まず、教育委員会の審議の活性化と会議の透明化についてでございますが、今年度4月から定例教育委員会の会議録について、委員の質問事項等

を掲載するようになりました。発言内容を鹿島市の公式ホームページに掲載することで教育委員会の審議の活性化が図られるとともに会議の透明化が図られるものと期待しているところでございます。

次に、市長が参加することとなりました「総合教育戦略会議」の開催状況でございますが、現在12月までに7回の会議を開催し、教育委員会と教育政策について議論を深めてきたところでございます。ほかにも、区長会の代表の方々や全小中学校のPTAの役員の方々との懇談会を開催し、「総合教育戦略会議」に地域の声を反映させることに努めてきたところでございます。

また、市長が策定することとなっております教育に関する「大綱」につきましては、年が明けましたら、「総合教育戦略会議」において協議を行った項目について総括するとともに、「大綱」の素案について教育委員会と協議を進め、3月までに成案を作り上げる予定としております。

【議案について】

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を説明いたします。議案は、報告2件、条例制定2件、条例改正2件、補正予算3件、そのほか総合計画に係るもの、指定管理者の指定など7件の合計16件でございます。

はじめに、報告第6号及び第7号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これらは、事故による損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分したもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたすものでございます。

続きまして、条例に関する議案について申し上げます。

まず、**議案第 5 7 号** 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について申し上げます。

これは、いわゆるマイナンバー法の施行により、平成 2 8 年 1 月 1 日からマイナンバーの利用が可能となることに伴いまして、鹿島市が独自にマイナンバーを利用する事務などを条例で定めるものでございます。

次に、**議案第 5 8 号** 鹿島市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について申し上げます。

農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の選出方法の変更や、新たに農地利用最適化推進委員を設けるなどの農業委員会制度改革が行われております。これに伴いまして、条例で定めることとされた農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の定数などを定めるものでございます。

次に、**議案第 5 9 号** 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、先ほど申し上げました農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条例中に引用している条文を整備するものでございます。

条例に関する議案の最後として、**議案第 6 0 号** 鹿島市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

地方税法の一部改正などに伴いまして、税に係る市の徴収金についての猶予制度などを条例で定めることとなりましたので、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、補正予算に関する議案について申し上げます。

まず、**議案第 6 1 号** 平成 2 7 年度鹿島市一般会計補正予算（第 4

号) について申し上げます。

今回の補正は、北鹿島小学校プール整備事業や県単農林地崩壊防止事業の経費をはじめ、事業確定に伴う経費の増減などについて計上いたしており、予算の総額に5億9,238万4千円を追加し、補正後の総額を15億4,133万5千円といたすものでございます。

歳入につきましては、地方特例交付金、普通交付税額の確定により計上いたしております。また、各種事業の決定、追加などに伴う国県支出金、負担金を増額計上いたしております。

歳出のうち主なものとしまして、民生費で保育所運営事業費や生活保護費を、土木費で中木庭ダム周辺整備事業費を増額計上いたしております。また、農林水産業費で中山間地域担い手農地集積促進対策事業費を、教育費で小学校プール整備事業費を新規に計上いたしております。

さらに、寄附金として、エスティ工業株式会社様から市民交流プラザ整備及び青少年教育のため、東亜工機株式会社様からスポーツ振興のためご寄附をいただいております。ほかにも図書購入の指定寄附をいただいておりますので、それぞれご寄附の趣旨に従い有効に活用させていただくことといたしております。

次に、議案第62号平成27年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について申し上げます。

今回の補正は、歳入において一般会計繰入金と市債を増額し、歳出においては、公共下水道建設費の建設事業費の増額を計上いたしております。

補正予算に関する議案の最後として、議案第63号平成27年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金を支払額の確定に

より増額し、財源調整のため予備費を減額いたすもので、予算の総額に変更はございません。

次に、議案第 6 4 号 第六次鹿島市総合計画の基本構想及び基本計画についてでございますが、これは先ほど申し上げました内容でございます。

続いて、議案第 6 5 号 から 議案第 6 9 号 指定管理者の指定について申し上げます。

今回提案いたしております公の施設 5 施設につきましては、いずれも現在、指定管理者による管理をお願いしておりますが、指定期間が平成 28 年 3 月 31 日までとなっております。平成 28 年 4 月 1 日からも引き続き、同じ団体に管理をお願いしたいので、地方自治法及び鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に 議案第 7 0 号 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組規約の変更に係る協議について申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、佐賀県西部広域環境組合で建設を進めておりました「さが西部クリーンセンター」が来月から稼動することに伴いまして、佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更と規約の変更について協議する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして説明いたしましたので、詳細につきましては、ご審議の際、担当部長又は課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。